

福岡県公報

平成26年4月4日
第3584号

目次

告示(第360号-第373号)

- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 2
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 2
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 3
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 3
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 3
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 4
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 4
- 解除予定保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) 5
- 解除予定保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) 5
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 5
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 5
- 廃川敷地等の発生 (河川課) 6
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務センター) 6
- 一般競争入札の実施 (総務事務センター) 7
- 管理理容師資格認定講習会の指定 (保健衛生課) 10
- 管理美容師資格認定講習会の指定 (保健衛生課) 10

公 告

- 県営土地改良事業計画の変更決定 (農村森林整備課) 11
- 意見募集の結果の公示 (保健衛生課) 11
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 11
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 11
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 12
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 12
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) 12
- 県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) 12
- 建設業の営業の一部停止 (建築指導課) 13
- 建設業の営業の一部停止 (建築指導課) 13
- 意見募集の結果の公示 (職業能力開発課) 14
- 危険物取扱者試験の実施 (消防防災指導課) 14

雑 報

告 示

福岡県告示第360号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成26年4月4日

福岡県知事 小 川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	141	福岡市東区千早三丁目9番23号 福岡市自家用自動車協会 会長 岩崎文正	福岡市東区千早三丁目9番23号 ほか2カ所 (今回新設した売りさばき所) 春日市原町三丁目1番地21号 春日警察署内	平成26年4月1日
旧			福岡市東区千早三丁目9番23号 ほか1カ所	

福岡県告示第361号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年4月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	竹野 志塚島線	前	久留米市田主丸町竹野 1129番先から 久留米市田主丸町以真恵 69番5先まで	5.1 ～ 21.8	306.0
			後	久留米市田主丸町竹野 1129番先から 久留米市田主丸町以真恵 69番5先まで	11.0 ～ 20.9	306.0
			後	久留米市田主丸町竹野 1129番先から 久留米市田主丸町以真恵 69番5先まで	9.0 ～ 28.0	308.0

福岡県告示第362号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年4月4日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
宮若市湯原字大城207、235から238まで、265、266、267の1、267の2、268、宇東花ノ木680
- 指定の目的
水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第363号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年4月4日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
田川郡添田町大字落合字深倉山2291の17、2291の22（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字深倉山2291の22、2291の17（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第364号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年4月4日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

宮若市縁山畑字原300の4、406から409まで、412の2、413

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字原300の4・406から409まで・412の2・413（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第365号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森

林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年4月4日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市東畑字ノヲタ635の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ノヲタ635の2（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第366号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年4月4日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市桑野字仙道3422、3425、3426、3429（次の図に示す部分に限る。）、字崩ヶ根3527・3529（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字仙道3429、3422・3425・3426（以上3筆について次の図に示す部分に限る。

）、字崩ヶ根3527、3529

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第367号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年4月4日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡川崎町大字安真木字平箱2364の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字平箱2364の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第368号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年4月4日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市上陽町北川内字立石4030、4032、4034の2、4060、4066、4069、4071、4074から4076まで、4090、4096、4116、4144、4146、4154、4155

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第369号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成26年4月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除予定保安林の所在場所
京都郡みやこ町犀川上高屋字貝吹尾16の3、17の3、字大平18の2、犀川横瀬字へり山921の3（次の図に示す部分に限る。）、924の2、926の2、936の3
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第370号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成26年4月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除予定保安林の所在場所
京都郡みやこ町犀川帆柱1043の5、1066の2
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

福岡県告示第371号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知

を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成26年4月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和42年1月17日農林省告示第31号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第372号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成26年4月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和45年6月23日農林省告示第835号（3に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第373号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、福岡県県土整備部河川課及び福岡県北九州市県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年4月4日

福岡県知事 小川 洋

- 河川の名称
撥川水系撥川
- 廃川敷地等生じた年月日
平成26年4月4日
- 廃川敷地等の位置
北九州市八幡西区岸の浦二丁目10番10
- 廃川敷地等の種類及び数量
土地
441.36㎡

公 告**公告**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成26年4月4日

福岡県知事 小川 洋

- 調達をする物品等又は特定役務の種類
コピー用紙単価契約
- 競争入札参加者の資格
(1) 競争入札に参加することができない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ) ア)からオ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの
 - エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
- ア 従業員数
 - イ 年間売上高
 - ウ 自己資本金
 - エ 流動比率
 - オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

シ 役員名簿（様式第9号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）

チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成26年4月24日（木曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時（仕様書に示した物品であることの証明書を期限までに提出して確認を受けた者に限る。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成27年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成27年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年4月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 契約事項の名称
コピー用紙単価契約
 - (2) 契約内容及び特質等
入札説明書による。
 - (3) 契約期間
平成26年6月1日から平成27年5月31日まで
 - (4) 履行場所
入札説明書による。
- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。
・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務センター調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。
- 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
平成26年5月15日（木曜日）現在において、次の条件を満たすこと。
 - (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	希望業種名	等級
01	03	紙	A A, A, B
01	02	事務機器	
05	02	電気通信機器	

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入しようとする物品が1の(2)の仕様書に示した物品であることの証明書を下記5に掲げる者へ平成26年5月7日（水曜日）午後5時00分までに提出して確認を受けた者。
なお、提出した証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県総務部総務事務センター調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）
FAX番号 092-643-3109
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
平成26年4月4日（金曜日）から平成26年5月7日（水曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
 - (1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

郵送の場合 平成26年5月14日（水曜日）午後5時00分

持参の場合 平成26年5月15日（木曜日）午後4時00分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部総務事務センター入札室（行政南棟1階）

(2) 日時

平成26年5月16日（金曜日）午後2時00分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては、別に定める日時、場所で行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供

すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
The contract to purchase Plain Paper Copier at unit-price.
- (2) Time Limit for Tender :
4 : 00 PM on May 15, 2014
- (3) Contact Point for the Notice : General Affairs Center, General Affairs
Department, Fukuoka Prefectural Office
7 - 7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan
TEL 092-643-3092

公告

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定に基づき、管理理容師資格認定講習会として次の講習会を指定したので、公告する。

平成26年4月4日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 主催者
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
東京都江東区有明三丁目7番26号
- 2 講習会の会場

福岡生活衛生食品会館

福岡市博多区千代一丁目2番4号

3 受講申込み及び問合せ先

公益財団法人理容師美容師試験研修センター九州ブロック事務所
福岡市博多区千代一丁目2番4号（電話：092-632-4501）

4 講習会の日程

平成26年11月10日（月）、11月17日（月）及び12月1日（月）の3日間

5 講習会の科目及び時間数

公衆衛生	4時間
理容所の衛生管理	14時間

6 受講予定人数

10名

7 受講料

18,000円

公告

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定に基づき、管理美容師資格認定講習会として次の講習会を指定したので、公告する。

平成26年4月4日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 主催者
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
東京都江東区有明三丁目7番26号
- 2 講習会の会場
福岡生活衛生食品会館
福岡市博多区千代一丁目2番4号
- 3 受講申込み及び問合せ先
公益財団法人理容師美容師試験研修センター九州ブロック事務所
福岡市博多区千代一丁目2番4号（電話：092-632-4501）

4 講習会の日程
平成26年11月10日（月）、11月17日（月）及び12月1日（月）の3日間

5 講習会の科目及び時間数
公衆衛生 4時間
美容所の衛生管理 14時間

6 受講予定人数
190名
7 受講料
18,000円

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成26年4月4日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営元松原地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し	平成26年4月4日から 平成26年5月7日まで	岡垣町役場

公告

平成26年度福岡県食品衛生監視指導計画案について、平成26年2月14日から平成26年3月17日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり平成26年3月24日に決定しました。

平成26年4月4日

福岡県知事 小川 洋

問合せ先

保健医療介護部保健衛生課食品衛生係

電話：092-643-3280

メールアドレス：hoeisei@pref.fukuoka.lg.jp

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年4月4日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字猪野字小柳878番53、878番55、878番61から878番63まで及び878番15の一部
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市中央区大手門一丁目1-3
三友機器株式会社
代表取締役 河内 旭

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年4月4日

福岡県知事 小川 洋

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 ゆめマートうきは
(2) 所在地 福岡県うきは市吉井町千年字町地157番ほか
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年4月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡須恵町大字旅石字赤坂52番13の一部、52番14、57番3、57番8、59番1の一部及び59番2、字中道869番1、869番6、870番1、870番3、871番1、871番2、872番1及び872番7、字橋本177番2及び186番4の一部、並びにこれらの区域内における道路・水路の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第1福岡ビルS館4階
株式会社 コスモス薬品
代表取締役 宇野 正晃

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年4月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市東字太田586番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糸島市神在1333番地1 セジュール龍松A102号
西原 真司

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非

営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成26年3月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
NPO法人そよかぜ学童おおむた
 - (2) 代表者の氏名
宇木 恭子
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県大牟田市大字今山1180番地
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、就学児童に対して放課後及び休校日に安全で豊かな生活とあそびの場を提供する事業を行い、異年齢集団の中で個性を生かし、自然の中で様々な体験をし、仲間とあそび関わることで、心豊かで元気な子どもを育成することに寄与することを目的とする。また、保護者の子育てを支援し、豊かな地域社会の形成に貢献することを目的とする。

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成26年4月4日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営堂ノ上上下下地区土地改良（農業用ため池整備事業）事業計画書の写し	平成26年4月4日から 平成26年5月7日まで	宗像市役所

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成26年4月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 処分をした年月日
平成26年3月26日
- 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
小松製作所	福岡県直方市大字下境3809-7	小松 壽之助	平成23年5月2日 福岡県知事許可（般-23） 第63461号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成26年4月9日から平成26年4月18日までの10日間

4 処分の原因となった事実

小松製作所は、特定建設業の許可を受けずに、建設業法第3条第1項第2号の政令

で定める金額以上となる下請負契約を締結した。

このことは、同法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成26年4月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 処分をした年月日
平成26年3月26日
- 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
鷹見工業有限公司	福岡県直方市大字永満寺 桜馬場1751-1	安部 正勝	平成23年9月7日 福岡県知事許可（般-23） 第67595号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成26年4月9日から平成26年4月18日までの10日間

4 処分の原因となった事実

鷹見工業有限会社は、特定建設業者以外の建設業者と、その情を知って、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請負契約を締結した。

このことは、同法第28条第1項第7号に該当すると認められる。

公告

福岡県認定職業訓練認定事務取扱要領の一部改正案について、平成26年1月28日から平成26年3月3日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理の上、平成26年4月1日に改正しました。

平成26年4月4日

福岡県知事 小川 洋

問合わせ先

福祉労働部労働局職業能力開発課技能振興係

電話：092-643-3601

メールアドレス：shokunokai@pref.fukuoka.lg.jp

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき福岡県知事から委任された危険物取扱者試験について、次のとおり公示する。

平成26年4月4日

一般財団法人消防試験研究センター

理事長 鈴木 良一

1 試験種類

甲種、乙種（第一類、第二類、第三類、第四類、第五類、第六類）及び丙種

2 受験地、試験会場、実施年月日

受験地	試験会場	実施年月日
北九州地区	北九州市八幡西区自由ヶ丘1-8 九州共立大学	

福岡地区	福岡市城南区七隈8-19-1 福岡大学	平成26年6月15日（日曜日） 午前10時から
筑後地区	久留米市御井町1635 久留米大学御井学舎	
筑豊地区	田川市伊田4395 福岡県立大学	

3 受験申請期間及び受験申請先

申請方法	受験申請期間	受験申請先	摘要
書面申請	平成26年4月18日から 平成26年5月2日まで （締切日消印有効）	（一財）消防試験研究センター福岡県支部 福岡市博多区下呉服町1-15 ふくおか石油会館3階	郵送または窓口へ持参
電子申請	平成26年4月15日9時から 平成26年4月29日17時まで	（一財）消防試験研究センター <ホームページアドレス> http://www.shoubo-shiken.or.jp	

4 受験願書等の配置場所

（一財）消防試験研究センター福岡県支部及び福岡県内各消防本部

5 問合わせ先

（一財）消防試験研究センター福岡県支部

郵便番号 812-0034

福岡市博多区下呉服町1-15 ふくおか石油会館3階

電話番号 092-282-2421